

第4回 栃木市・岩舟町合併協議会  
会 議 録

平成24年2月17日（金）午後2時00分  
栃木市藤岡遊水池会館

栃木市・岩舟町合併協議会

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 4 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会		
開 催 日 時	平成 2 4 年 2 月 1 7 ( 金 ) 1 4 時 0 0 分 開 会 ・ 1 5 時 4 5 分 閉 会		
開 催 場 所	栃 木 市 藤 岡 遊 水 池 会 館 大 会 議 室		
議 長 氏 名	鈴 木 俊 美		
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名	別 紙 1 の と お り		
事 務 局 氏 名	別 紙 1 の と お り		
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果	
	別 紙 2 「 会 議 事 項 」 の と お り	・ 審 議 事 項 議 案 第 8 号 原 案 の と お り 承 認 議 案 第 9 号 原 案 の と お り 承 認 ・ 協 議 事 項 協 議 第 2 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 3 号 継 続 協 議 協 議 第 4 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 5 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 6 号 原 案 の と お り 確 認	
会 議 の 経 過 ( 議 事 の 要 旨 )			
会 議 資 料	第 4 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 次 第 ・ 座 席 表 ・ 委 員 名 簿 第 4 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 会 議 資 料 追 加 資 料 ( 協 議 第 2 号 、 協 議 第 4 号 、 協 議 第 5 号 ) 差 替 え 等 資 料 ( 議 案 第 9 号 ほ か )		
そ の 他 の 事 項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 2 4 年 3 月 9 日		委 員 _____ 梅 澤 米 満 _____ ( 印 )  委 員 _____ 石 川 守 久 _____ ( 印 )	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	市村 隆
委 員	山本 元久	委 員	山崎 仁一
委 員	大川 秀子	委 員	松本 喜一
委 員	渡邊 仁一	委 員	富田 清
委 員	高岩 義祐	委 員	梅澤 米満
委 員	栃木 孝	委 員	茂呂 健市
委 員	赤堀 明弘	委 員	和久井 紀明
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大橋 重	委 員	大島 常子
委 員	柴田 保男	委 員	小倉 久緒
委 員	石川 守久	委 員	大島 治
委 員	恩田 孝子	委 員	安藤 宣好

出席者（規約第10条第4項に基づく関係職員等）

植木 恵二（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

出席者（監査委員）

板倉 安秀

欠席者（規約第10条第4項に基づく関係職員等）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

欠席者（監査委員）

石川 伸治

出席者（幹事）

幹事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹事 尾上 光男（栃木市総務部長）

幹事 熊倉 正志（岩舟町企画課長）

幹事 船田 文雄（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

小保方昭洋（事務局長）

山野井広実（総務チームリーダー）

天海 俊充（計画チームリーダー）

糸井 孝王（総務計画班）

上岡 誠志（総務計画班）

深津 勝（事務調整第1チームリーダー）

鈴木 健司（事務調整第2チームリーダー）

栗原 健（事務調整班）

## 別紙2 会議事項

### 1 開 会

### 2 会長・副会長挨拶

### 3 議 事

#### (1) 審議事項

議案第 8号 合併協議会スケジュールについて

議案第 9号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について  
・・・・・・・・【追加】

#### (2) 協議事項

協議第 2号 合併協定項目 1 合併の方式について

協議第 3号 合併協定項目 2 合併の期日について

協議第 4号 合併協定項目 3 新市の名称について

協議第 5号 合併協定項目 4 新市の事務所の位置について

協議第 6号 合併市町村基本計画の策定方針（案）について

### 4 第5回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

日 時 ~~平成24年3月29日（木）午後2時から~~  
平成24年5月23日（水）午後2時30分から

会 場 ~~岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」検診室~~  
栃木市保健福祉センター

### 5 その他

(1) 今後の会議日程について

(2) 事務局職員異動について

(3) その他

### 6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小保方事務局長	<p><b>1. 開会</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第4回栃木市・岩舟町合併協議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p><b>2. 会長・副会長挨拶</b></p> <p>それでは、次第の2、「会長・副会長あいさつ」に入ります。</p> <p>はじめに、会長であります、鈴木 栃木市長からごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆様、今日は第4回目の合併協議会を開催させていただきましたところ、本当にこんなに大勢の皆様にご参加をいただきまして、心から感謝を申し上げます。特に傍聴の方々におかれましては、ようこそこちらまでおいでいただきまして、大変ありがとうございます。また、関係する委員さん、その他のの方々につきましても、心から感謝をいたします。今日は会場の関係で、こちらしか取れなくて、お越しをいただいたわけではありますが、このことにつきましても、重ね重ね、御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>さて、ご案内のとおり、当栃木市・岩舟町合併協議会が昨年、本当にある意味では劇的な展開によりまして、設置され、そして、3回まで何とか進めてきたわけではありますが、その中にありまして、岩舟町さんにおいて、本当に皆様のお骨折りによりまして、改めて町民の方々のご意見を伺う形で、今後、岩舟町の進むべき方向について町民の皆様で議論していただき、結果として、改めて栃木市との合併協議を進めるべきであるという、結論をいただいたと我々は認識をしております。そのような結果を受けまして、年が明け、こうして今年からいよいよ本格的に両市・町での合併協議を再開できるようになったところでございます。</p> <p>このことについても、心から感謝を申し上げ、こちらの感謝と言いますのは、どちらかと言いますと栃木市長の立場でとなるかもしれませんが、合併協議会会長の立場といたしましても、この</p>

<p>小保方事務局長</p>	<p>合併協議会が、それこそ本気で真剣に取り組んでいけることになりましたこと、心から感謝をしたいと思います。</p> <p>協議会委員の皆様の中にも、少し異動などもございますし、改めて合併協議会の委員の皆様にも今後、何卒、よろしくお願いを申し上げますと共に、できますれば円満に且つ迅速に、協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、何卒よろしく、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げ、もう一度申し上げますが、再開にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、昨年末に岩舟町長にご就任され、本日が副会長として初めての出席となります、市村 岩舟町長からごあいさつを申し上げます。</p>
<p>市村副会長</p>	<p>皆様、こんにちは。はじめましての方もいらっしゃると思います。岩舟町長の市村でございます。どうぞよろしくごお願いいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、これだけたくさんの方々にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。感謝いたします。</p> <p>平成23年は栃木市の皆様、そして栃木市側の委員の皆様には本当にお騒がせをし、ご迷惑をおかけしたと思っております。今日この日を迎えられることを、楽しみにしておりました。先ほど、鈴木市長の言葉にもありましたように、これからはより実現に向けて前向で建設的な意見を交わして、協議を重ねていきたいという風に思っております。昨年12月25日から今日に至るまで、岩舟町民の中でも、一丸となって合併に進もうという気持ちが高く高くなっていることを、ここでご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>こういう気持ちを胸に今日は、私、そして1月に教育長、昨日に副町長が就任いたしまして、フレッシュな顔ぶれとなりましたので、この辺もひとつよろしくごお願いしたいと思います。</p> <p>そして一言、言わせていただきますと、今日に至るまで、年末年始と佐野の岡部市長、議会の皆様、市民の皆様といくつかの場所でお会いする機会がございまして、何度かお話をさせていただきました。皆さん、佐野市側の方も「岩舟との合併がなくなったのは残念だけれど、ぜひ栃木市と良い合併をしてくれ」「応援す</p>

	<p>る」と、温かい言葉をいただきました。私はその言葉を胸に、この協議会に臨みたいと思います。そして委員の皆様も同じ気持ちでいらっしゃると思いますので、どうぞひとつ、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p>
小保方事務局長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p><b>3. 議事</b></p> <p>続きまして、次第の3、「議事」に移らせていただきますが、事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてのご報告をさせていただきます。まず、新しく委員にご就任された方をご紹介します。</p> <p>岩舟町副町長 山崎仁一様でございます。</p>
山崎委員	<p>岩舟町の副町長に就任いたしました、山崎仁一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小保方事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、岩舟町教育長 和久井紀明様でございます。</p>
和久井委員	<p>岩舟町教育長に就任いたしました、和久井です。よろしくお願いいたします。</p>
小保方事務局長	<p>お二人には、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>次に、委員等の出欠でございますが、本日は、オブザーバーでございます、中村先生が、公務によりご欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>なお、合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席を持って会議を開催することとなっております。本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員でございますが、本日の署名委員は、栃木市の梅澤委員と岩舟町の石川委員にお願いをいたします。</p> <p>最後に、委員の皆様にお願いがございます。</p> <p>会議の中でご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいた</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>しますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規程によりまして、会長があたることとされておりますので、ここからの進行につきましては、鈴木会長、よろしく願いをいたします。</p> <p>はい。それではお聞き及びのとおりでございますので、これよりの進行につきましては、私のほうで進めさせていただきます。</p> <p>早速、審議事項から入らせていただきます。(1)、「議案第8号 合併協議スケジュールについて」であります。</p> <p>まず、事務局からの説明を求めます。</p> <p><b>(1) 審議事項</b></p> <p><b>議案第8号 合併協議スケジュールについて</b></p>
<p>山野井 T L</p>	<p>総務計画班、山野井と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議資料の1ページをご覧ください。「議案第8号 合併協議スケジュールについて、別紙のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>それでは、2ページをご覧ください。「栃木市・岩舟町合併協議スケジュール」の案でございます。</p> <p>この表は、平成23年4月の“合併協議会設置”から始まり平成25年2月の“合併協定調印式”までのスケジュール案を示したものでございます。</p> <p>それでは、スケジュール表の左端をご覧ください。上から「協議会」、「事務調整」、「計画」、そして、「県」の4つに区分いたしました。</p> <p>はじめに「協議会」の今後の予定についてご説明申し上げます。</p> <p>栃木市と岩舟町との合併協議につきましては、昨年4月の協議会設置以降、3回の協議が行われ、本日2月17日が第4回目の合併協議会の開催でございます。</p> <p>今後は平成25年2月の合併協定調印式に向け、随時協議会を開催し、合併協定項目や新市基本計画などにつきまして協議をお願いする予定でございます。</p> <p>なお、開催日時の詳細につきましては、後ほど説明いたしますが、合併協定調印式までに今後8回の協議会を開催していく予定</p>

でございます。

また、合併協定調印式後につきましては、現在調整中ではございますが、事務局といたしましては、概ね2～3ヶ月おきに1回の割合で、協議会を開催することを想定しております。

次に、「事務調整」の予定でございます。現在、事務調整作業につきましては、栃木市、岩舟町の事務方によりまして事務事業の現況調査を実施し、事務調整作業の準備を進めております。合併の方式など、基本項目の調整方針が決まり次第、順次、事務事業の調整作業に入る予定でございます。

なお、事務事業の調整作業にあたりましては、特に住民のみなさまと密接な関係があります事務事業をAランクと位置づけ、AランクからB・Cランクの順で事務事業の調整作業を実施してまいります。Aランクにつきましては、合併協定調印式前までに協議会にお諮りいたし、調整の方針を確認してまいりたいと考えております。

最後に、「計画」そして「県」の予定でございますが、関連性がございますので併せてご説明申し上げます。

新市基本計画の策定につきましては、現在、人口推計や財政推計など計画策定に必要な基礎資料を収集し、計画策定に向けた準備作業を進めております。今後は住民アンケートや住民説明会などを通して住民のみなさまの意見を伺いながら新市基本計画の素案を策定し、県の指導助言のもと“下協議”“事前協議”そして“本協議”と段階を踏み協議を重ね、協議会へ新市基本計画の素案を諮り、委員のみなさまのご意見を伺いながら新市基本計画を策定してまいります。

なお、合併協定調印式後は“両市町の議会において廃置分合の議決”、そして、“栃木県知事への合併申請書の提出”という流れになります。ここまでの、栃木市、岩舟町が行う合併手続きでございます。

その後は、県及び国におきましての手続きとなりますが、“県議会においての廃置分合の議決”、“知事の廃置分合決定”、そして、“総務大臣の告示”をもちまして、法に定める合併手続きは終了となります。

また、合併協定調印から合併までの標準的なスケジュールといたしましては、電算システムの統合など事務の統合作業や住民の皆様への周知期間を考慮しますと、概ね1年は必要であると思われれます。

<p>・</p> <p>鈴木会長</p>	<p>以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。</p> <p>はい。只今、事務局からの説明がございました。</p> <p>それではこれより、只今の説明、及び2ページに記載してございます、スケジュールなどにつきまして、ご不明な点、あるいはご意見等がありましたら、お寄せいただきたいと思います。</p> <p>何かございましたら、どうぞ何なりとご発言をお願いしたいと思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>一番上の「協議会」というところで、見ていただきますと、本日が第4回の合併協議会、これより、協議会を随時開催することによって、概ね、来年の2月には合併協定調印式にこぎつきたい、そしてその後に各市・町の議会においての議決をいただくという、大まかなスケジュールでございます。</p> <p>特にこれらの事につきましても、何かございましたらお願いをしたいと思いますですが、さらにこの合併議案の議決をいただいてから後、両市町間の電算統合などの手続きが始まるということになるわけでありまして、それらの手続きに要する期間が、やはり約1年は必要だろうということになるかと思っております。</p> <p>このようなことも受けまして、こちらのスケジュールでよろしいかどうか、お諮りをしたいと思います。</p> <p>ご意見等はよろしいでしょうか。</p> <p>———質疑応答等 無し———</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>はい。それでは、ご意見・ご質問等、無いようでございますので、審議につきましては、このあたりで打ち切らせていただきまして、こちらは審議事項でございますので、委員皆様からのご承認をいただかなくてはなりませんので、採決をさせていただきますが、採決の方法につきましては、景気よく拍手ということでお願いしたいと思います。</p> <p>議案第8号 合併協議スケジュールにつきましては、事務局提案で出されております、こちらのスケジュールどおりでよろしいかどうか、このことにご賛成の方は拍手でお願いをいたします。</p> <p>———出席委員全員より拍手 有り———</p>

鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員一致の拍手によりまして、議案第8号はご承認をいただきました。では、このようなスケジュールで今後、合併協議会を進めていきたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>では、次に(2)の「協議事項」に入ります。「協議第2号 合併協定項目1 合併の方式について」であります。まず、事務局からの説明をお願いいたします。</p>
鈴木T L	<p><b>(2)協議事項</b></p> <p><b>協議第 2号 合併協定項目 1 合併の方式について</b></p> <p>事務調整班の鈴木と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>会議資料の3ページをご覧ください。「協議第2号 合併協定項目1 合併の方式について、協議を求める。」というものでございます。</p> <p>なお、第1回合併協議会でご承認をいただきました合併協定項目について、調整方針が整い次第、順次、皆様方にご協議を賜る予定でございます。</p> <p>本日、ご協議をいただきます「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」につきましても、基本4項目とも言われ、合併協議の根幹となる合併協定項目でありますことから、委員の皆様のご意見を十分に踏まえた上で、調整方針をご提案したいと考えております。</p> <p>そのため、本日の調整方針は空欄のまま上程させていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。と存じます。</p> <p>4ページをご覧ください。合併の方式には、新設合併と編入合併がございます。それぞれの特徴を比較した資料でございます。</p> <p>主なものをご説明いたしますと、新設合併は、合併するすべての自治体が、合併と同時に法人格が消滅し、新たな法人格を持つ自治体が誕生いたします。そのため、全ての自治体の首長や議員が合併と同時に失職となり、新たに首長や議員を選出するということになります。</p> <p>一方、編入合併では、編入される自治体は、合併と同時に法人格が消滅し、編入する側の自治体の法人格は継続されることとなります。そのため、編入される自治体の首長や議員は合併と同時に失職となります。</p> <p>他にも、一般職の身分や、特別職、条例規則等の取扱いなどに</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>おきまして、ご覧のように大きな違いが生じるものでございます。</p> <p>以上で資料の説明は終わりますが、委員の皆様からご忌憚のない意見を頂戴いたしまして、調整方針をまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい。以上が事務局からの説明でございます。お聞き及びのとおりに、この協定項目1「合併の方式」につきましては、合併協議に際しての基本4項目の一つとも言われ、大変重要な項目でございます。この合併の方式について、決まっていきませんと、その先の手続きが、なかなか進んでいかないということにもなるところでございますので、ぜひとも皆様から、ご意見をいただきながら、できましたら早期に決めていただければありがたいというように考えておりますが、事務局のほうとしては、事務局案ということで当初から提案するというのではなくて、これについては、協議会委員の皆様のご議論によりまして結論を出していただきたいということでございます。</p> <p>そのようなことでございますので、何卒、皆様からのご意見をお伺いしていきたいと思っておりますが、ご発言のほどお願いいたします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>岩舟の渡邊でございます。</p> <p>今、会長さんから色々とお話がありましたとおりに、合併の方式、こちらが決まらないと、実際、なかなか進んでいかないということだと思っております。そのような観点から、この合併協議会も昨年の春に発足して、今回、4回目でございますが、岩舟町の色々な都合で、1年近く立ち止まったわけでございます。岩舟町の町民は、なるべく早く合併をすべきでないかという声が多数であると思っております。そういう観点からも、合併の方針については、編入合併ということでお願いすべきではないかと思っております。</p> <p>事実におきまして、栃木市も既に2回の合併をしておりますし、ここにいたって対等合併ということになりますと、当然時間もかかりますし、岩舟は合併したくないんじゃないかと、そういうこととほとんど同じとなろうかと思っておりますので、編入という形で合併すべきではないかと私は思っております。</p>

鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>渡邊委員からのこのようなご発言でございますが、他に皆様のほうからご意見等ございましたらお願いをいたします。</p>
富田委員	<p>岩舟町の富田でございます。</p> <p>只今、編入合併で良いのではないかというご意見がございました。私も基本的にはそれで良いと考えております。これはどうしてか、これはもちろん協議結果を出していくならば、対等な中に新しい“市”をつくるという考えが当然かと思えます。</p> <p>しかしながら、これまでの栃木市の合併を見ましても、岩舟町は入りませんでした。また、栃木市は始まって2年目。その間に西方が編入合併で入るということもありまして、このことから新設合併論議というのはいかなるものかと思うところです。</p> <p>しかし私ども岩舟町がまた遅れて編入合併して、新しい市に入る上で、若干の疑問について伺わなければならないのですが、特に“編入”となりますと、今の栃木市の規則や条例を同じく通していくということになると思います。特に町民の色々な問題で、医療費の問題、税金の問題、こういったものは経過措置、またそれらの実施にあたっては2年、3年という経過の中で変えていくということが必要かと思うのです。岩舟町が遅れたということで、この合併においては栃木の条例に従う、こういうことではないのではないかと思うのです。当然経過措置というものはあるかとは思いますが、この辺についてお伺いしたいのです。</p>
鈴木会長	<p>では、只今のご質問について事務局より、答弁を願います。</p>
小保方事務局長	<p>只今のご質問に対しまして答弁申し上げます。</p> <p>編入合併となった場合、ほとんどが栃木市の例にならって、一方的な協議になってしまうのではないかという部分でのご懸念かと思えます。その辺に関しましては、合併の方式は編入合併という形になったとしても、事務調整に関しましては、それぞれの事務事業が新市においてどのような形で行われるのが望ましいのかという視点で、協議してまいりますので、一方的に栃木市の制度を押し付けるというようなことにはならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。</p>

鈴木会長	<p>はい。少し、私のほうで付け加えますと、例えば条例や規則等についても、協議の中で実質的に“岩舟町さんのこの条例は是非、新市でも引き継いでいきましょう”ということになれば、事前にその旨の手続きをとって、そして新市においてその岩舟町の条例と同じ趣旨のものを新たにつくっていくというふうな手続きをとっていくということになりますので、協議はあくまで対等に行って、その体制を整えて合併というようになっていくかと思えますので、大丈夫ではないかなと思います。</p>
富田委員	<p>&lt; 了承 &gt;</p>
鈴木会長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
栃木委員	<p>岩舟町の栃木でございます。</p> <p>只今、協議されております、「方式」については、私は編入方式でよろしいのではないかと思います。その中で、いくつかの理由がありますが、一つだけ述べさせていただきます。昨年の8月28日に岩舟町が実施しました、合併についての、意思を問う住民投票、この運動期間中、この方針については岩舟町の町民の皆さんはいろいろ議論をしながらやってきた。その中で、“栃木市に合併したい”という結果が出たと思います。ですから、岩舟町の町民の想いは1日でも早く、合併を待ち望んでいるというふうには、私は理解しておりますので、編入合併でよろしいのではないかとこのように思いますので、よろしく願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
大川委員	<p>栃木市の大川と申します。</p> <p>只今、岩舟町の3人の委員さんから“編入で”というお言葉がございました。今後、合併を進めていくうえで、ご配慮いただいた発言ではないかなと思っております。しかしながら、やはり自治体と自治体で合併するというのは、大きな問題でありますから、先ほど、会長からお話がありましたが、お互いに充分、納得できるような協議をしながら、この合併を進めていければというふうには思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>

鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>私から見て左側のほうの委員さんからのご意見はまだ無いようですが。大丈夫でしょうか。</p> <p>———異議なしの声 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは質疑につきましては、このくらいとさせていただきますが、少し発言をさせていただきます。これは会長という立場よりは、栃木市長という立場でとなろうかと思いますが、今、何人かの方々におっしゃっていただいたとおり、正直に言いますと栃木市とすると、立て続けに2回の合併協議をし、そして新市となって、来たる4月からで3年目ということになるわけでありまして、まだまだ一旦できあがったばかりのところでございますので、忙しい感じであります。加えて、とりあえず新しい市の体制がやっとできつつあるところなものですから、ここでまた最初から、ゼロに戻して再々スタートということになりますと、ちょっと厳しいかなという思いを持っているのが正直なところでございます。そうした思いを持っていましたところ、只今の委員の皆様から、温かいご配慮あるご意見をいただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>ここで、やはり副会長でもあり岩舟町長でもございます、市村副会長のほうから何かございましたら、お願いをいたします。</p>
市村副会長	<p>はい。それでは一言。</p> <p>只今は貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>ただいまの大川委員からの発言につきまして私としては合併は編入ではあるけれども、事務的なレベルの協議は対等に行うというふうなことをおっしゃっていると受け止めたので私どもも、是非そのような形でお願いしたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。それではお聞きのとおり、皆様の想いも、ほぼ一つなのかなという印象も持たせていただきましたので、事務局の当初の予定では、今日のご議論を頂いて、そして決定をするのは次回以降にということ考えていたところで</p>

鈴木会長	<p>ございますが、皆様のご意見も踏まえて、今日、ここで“協定項目1”については決定をさせていただいてもよろしいのかなと思いますので、そのような扱いとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>———意義なしの声 有り———</p> <p>ありがとうございます。それではそのようなことといたしたく、資料を追加したいと思いますので、事務局から配布をお願いします。</p> <p>———追加資料の配布———</p>
鈴木会長	<p>それでは配布をさせていただきましたので、ここで配布資料の説明を事務局から願います。</p>
鈴木 T L	<p>はい。それでは、只今お配りしました資料をご覧ください。朗読させていただきます。</p> <p>「合併協定項目1 合併の方式の調整方針は、合併の方式は、下都賀郡岩舟町を廃し、その区域を栃木市に編入する編入合併とする。」</p> <p>以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>はい。このように文章にいたしますと、何となく冷たい、ちょっとあまり読みたくないような気もしないでもありませんが、形式としてはこうせざるを得ないものですから、調整方針としてこのような形となるところでございます。</p> <p>それでは「合併協定項目1 合併の方式」につきましては、只今、配布をいたしました調整方針のとおり、ご承認をいただけます方、拍手をお願いいたします。</p> <p>———出席委員全員より拍手 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは「合併協定項目1 合併の方式」につきましては、いわゆる“編入合併”の方式により、今後、手続きを進めていくということとさせていただきます。尚、大川委員のほうからもござ</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>いましたとおり、方式はそうであっても中身の議論はあくまで、これからも両市町、対等に今後の事について、ぜひ議論を重ねたうえで対等な内容として決めていきたいと、会長としても考えていますし、市長としても考えております。これは副会長である町長も同じ気持ちであると思っておりますので、このようにさせていただきますことを、ここで報告をさせていただきます。</p> <p>では続きまして、協議第3号、「合併協定項目2 合併の期日について」に移ります。まず、事務局から説明を願います。</p>
<p>鈴木T L</p>	<p><b>協議第 3号 合併協定項目 2 合併の期日について</b></p> <p>会議資料の5ページをご覧ください。「協議第3号 合併協定項目2 合併の期日について協議を求める。」というものでございます。合併の期日の調整方針については、こちらも白紙提案とさせていただきます。</p> <p>6ページをご覧ください。合併の期日を決める上での留意事項でございます。</p> <p>1としまして、今後すべての合併協定項目の協議が調い次第、合併協定書に調印し、合併協定を締結いたします。その後、関係団体の議会の議決を経まして、県知事への廃置分合の申請、県議会における議決、県知事から総務大臣への届け出、総務大臣の告示と、様々な手続きが必要となってまいります。このようなことから、相当の日数を要することとなります。</p> <p>2といたしまして、合併の期日までに、住民の皆様との意見交換や合意形成に要する期間、合併で予定される事務事業や公的行事との関係、合併協議会の協議の進捗状況、首長や議会議員の任期、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性などを、総合的に勘案して判断する必要がございます。</p> <p>3といたしまして、必ずしも年度末や年度初めなど特定の日に限られるものではなく、新市への移行がスムーズに行えるよう、それぞれの団体の事情を勘案する必要がございます。</p> <p>この他、現在は、様々な業務において電算システムを活用しており、合併までにそのネットワークやシステムの統合が必要となるため、相当の作業期間が必要となってまいります。また、地方交付税につきましても合併する年度により、特例の期間が変わってまいります。また、財政上大きな影響を及ぼすこととなります。</p> <p>このように、合併の期日は様々な状況を勘案した上で絞り込む</p>

鈴木会長	<p>必要があることから、後日、改めて提案をさせていただく予定でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。合併の期日につきましては、後日、内容がよく煮詰まってから提案をするということで、今日は白紙の状態でのままお願いしたいというのが、事務局の説明でございます。</p> <p>今の説明にもございました通り、具体的に何月何日を合併の日とするかにつきましては、様々な問題があります。様々な問題とは何かということについて、皆様の中にご意見があるのは当然でありますし、疑問に思われることもたくさんあるかと思しますので、これからはそのことについて、皆様からどうぞ何なりと、ご意見や疑問な点等を挙げていただきたいというように思います。その上で、再三申しておりますとおり、もう少し煮詰めていって、最終的に期日については決めていきたいというふうに思います。もう少し具体的に言ってしまうと、例えば議員さんの任期はどうなるのかなど、それから、先ほど事務局がちょっと申し上げたのは、財政的な問題もありますと申し上げたのは、合併いたしますと、合併特例債といわれる、多少の国からのご褒美があります。このご褒美が、合併後、5年間は地方交付税の特例措置ということなのですが、それは5年間あるのです。その5年というのは、合併した時からということになります。詳しくはご質問が出たらと思いますが、その中にもいつ合併するかによって微妙な違いがあります。1年違うと、試算によれば20数億いっぱいもらえるかももらえないかというようなこともあります。そのような微妙な問題もありますので、期日については慎重に考えていかななくてはならないというところでございます。それらも含めて、ぜひ皆さんのほうから、疑問な点等、当然あるかと思しますので、ご意見、あるいはご質問をお聞かせいただければと思います。</p> <p>いかがでしょうか</p>
富田委員	<p>岩舟町の富田でございます。</p> <p>私も今、事務局や会長さんがお話してくださった件を、非常に心配しておりました。事前にご説明いただけまして、私も安心したところでございます。特に先ほど、スケジュール案が了承されたのですが、そのスケジュールを見ますと、協定調印が25年の2月ということでありまして。先ほどの説明ですと、合併の</p>

	<p>手続きが約1年かかるとういことでした。これを受けて、私はこれは25年度内でもできるという可能性もございます。しかし、財政問題を考えると、交付税の特例措置というのがございますがおそらく17億～20億近い交付税が得られる可能性がある。こういったことを考えますと、年度いっぱい拡張して、そして新しい年度の入り月に合併するのが、財政的にも得策ではないのかと考えました。</p> <p>それと私は、処遇ばかりでは合併協議ではないと思っております。特に住民説明、これまでを見ていますと、本当に定期的に何ヶ所かでやって、それで終わっているのです。それよりももっと親切な住民説明会をやらなくてはならないと、私は考えております。</p> <p>そしてまた、電算処理ですが、こちらは決まらないとできないわけですね。これにも一定のお金と時間が必要となります。</p> <p>以上の事から、25年2月調印とありますが、25年度を目いっぱい使って、新しい年度の月に始まるのが、得策でないかというように考えておりますので、その辺についてどうお考えかお聞きします。</p>
鈴木会長	<p>はい。只今のご意見並びにご質問について、事務局、説明願います。</p> <p>尚、私のほうでお話させていただいた、交付税特例措置の具体的な意味合い、つまり、25年度と26年度でどう違うのかなど、その辺りも説明に加えていただくことと、今後、両市・町の大きなスケジュール、例えば両市町における議員さんの任期はどうなっているのだとか、首長の任期はどうなっているのかなど、これは正直、関係を持たざるを得ませんので、その辺りのことも併せて説明いただきたい。</p>
小保方事務局長	<p>はい。それでは只今のご質問等に対しましてお答えさせていただきます。今回、合併の期日を決めるに当たりましては、具体的にどういった点に配慮するかという部分でございますが、現在、事務局で把握しております、事項といたしまして、大きく6点ほど、想定しております。</p> <p>まず、一つ目といたしましては、電算統合などの合併準備に必要な期間というものをきちんと確保をするということです。</p> <p>この作業期間につきましては、最低でも9か月間、作業期間だ</p>

けで9か月間をいただきたいということになります。一つにはこれだけかかるのだから、早く作業にとりかかれば、もっと早くに合併できるのではないだろうかというご意見もあるかもしれませんが、電算統合に関しましては、非常に莫大なお金がかかります。これまでの合併協議先進事例におきましても、こういった電算統合などの大きな費用が掛かるものにつきましては、合併協議がひと段落いたします、合併協定調印、その後の廃置分合の議案の議決、という栃木市と岩舟町それぞれの手続きが終わってから、こういった大きな予算のかかるものについては着手をするというのが通例となっております。従いまして、調印後の廃置分合の議案が議決されましたら、予算化をして電算統合に着手をするということになりますので、先ほどご説明申しあげましたように、約1年かかってしまうということになります。

二つ目といたしまして、岩舟町議会の議員さんの任期満了が、平成25年9月29日ということになります。この辺につきましては、先ほどの作業スケジュールからいきますと、だいたいこの岩舟町議員さんの任期後に、ある程度、合併が視野に入ってくるのかなという部分で、やはり重要な点となってくると思います。

三つ目といたしまして、栃木市長・栃木市議会議員の方々の任期満了が平成26年4月24日となります。この件につきましてもやはり、合併をするうえでは、非常に配慮すべき事項となっております。

四つ目といたしまして、合併協定項目でもございます、“議員の定数及び任期の取扱い”という合併協定項目がございますが、こちらの取扱いの方針とも、やはり合併の期日というのは密接に絡んでまいりますので、議員さん方の協議の状況というものについても配慮すべきと思っております。

五つ目といたしまして、地方交付税、算定替の特例という、先ほど会長のほうから申し上げた特例がございます。これにつきましてはほとんどの自治体が、合併する前の自治体のレベルで交付税を頂いた方が、合併後の自治体としての交付税をもらうよりも得をする形になります。と言いますのは、合併をして急に交付税が減ってしまいますと、どうしてもその合併をしようという気持ちが無くなってしまうということから、そういった交付税が合併をしても急に減らないように段階的に減らしましょうというのが、地方交付税の特例でございまして、5年間はそれぞれが合併する前の自治体のレベルで交付税を計算して、新しい市にも差し

鈴木会長	<p>上げますよというのが、交付税の特例でございます。栃木地区におきましては、まず1市3町で、平成21年度、平成22年3月29日に合併しておりますので、平成21年度の合併となるわけですが、そこから5年間、もともとの旧1市3町のレベルで交付税がもらえる。そのあと、昨年、西方町と合併をいたしましたので、その期間がさらに延びまして、本年度、西方町と合併してさらに5年間、1市3町を含めてそれぞれ、以前のレベルで交付税をもらえるという算式になります。となりますと、今度、岩舟町さんと合併をいたしますので、仮に25年度に合併いたしますと、25年度からまた更に5年間、こちらも以前の1市3町、西方町も含めましていただけるという算式となりまして、当然、26年度に合併すれば、26年から5年間という形で1年延びますので、その辺りで1年異なりますと、約20数億円の得をするというような形になります。</p> <p>六つ目といたしましては、事務の切り替えが効率よく、なおかつ円滑に行われるように配慮する必要があるということです。こちらにつきまして具体的に言えば、平日の合併というのは非常に難しい、やはり窓口、電算関係の切り替えというものに対しまして、一定の時間を頂きませんとなかなかスムーズな移行ができませんので、平日ではなくて、週末等を想定したいというものでございます。</p> <p>以上のようなポイントを総体的に勘案しながら、栃木市と岩舟町、双方にとりましてより望ましい合併の日というものを提案してまいりたいと考えております。以上でございます。</p> <p>では他に、ご質問やご意見等ございましたらお願いをいたします。</p> <p>———質疑応答 無し———</p> <p>大丈夫でしょうか。それではこの協議事項、合併の期日につきましては、このまま継続協議とさせていただき、今、申し上げたような様々な問題点なども加味してこの間、調整をすることによりまして、後日、具体的な候補日等について諮らせていただくということで、本日は継続協議と留め置きたいと思います。こちらにつきましては、このようなことでご異議ございませんでしょうか。</p>
鈴木会長	

鈴木会長	<p>———異議なしの声 有り———</p> <p>ありがとうございます。それではこのような扱いとさせていただきます。</p> <p>それでは次に協議第4号、合併協定項目の3、「新市の名称」についてであります。まず事務局から説明を願います。</p>
深津 T L	<p><b>協議第 4 号 合併協定項目 3 新市の名称について</b></p> <p>事務局調整班の深津と申します。よろしくお願います。</p> <p>それでは、会議資料の7ページをご覧ください。「協議第4号、合併協定項目3 新市の名称について協議を求める。」というものでございます。新市の名称の調整方針については、白紙提案とさせていただきます。</p> <p>8ページをご覧ください。先ほど、協議第2号、「合併の方式」において確認されました編入合併の場合では、編入する市町村の名称とすることが多く見受けられますが、新たに制定することも出来るとされております。</p> <p>13ページをご覧ください。県内の合併事例でございますが、編入合併を行った5つの市の場合、すべて編入する市の名称となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
鈴木会長	<p>はい。合併後の新市の名称についてであります。</p> <p>これにつきましても、事務局の提案といたしましては、今日は自由な議論を頂いて、次回以降に決定をさせていただくということでの提案となっております。ただ、このことにつきましても、合併協定項目1での合併の方式に際して、皆様から大変ありがたいご意見等を伺ったところであり、この新市の名称についても皆様のほうからのご意見が、もしまとまるようであれば、本日、このことについても決めさせていただくということも有りうるかなというふうにも思っておりますので、それらを踏まえまして、皆様からのご意見を伺っていきたいと思います。何かございましたらどうぞよろしくお願いいたします。</p>
茂呂委員	<p>岩舟町の茂呂でございます。</p> <p>只今、会長さんがおっしゃられた、合併後の新市の名称ですが、</p>

鈴木会長	<p>2年前の1市3町の時は対等という形でも栃木市。また西方町さんが昨年の10月に編入という形で合併されました。岩舟町も今、決まったように、編入での合併ということになりますので、私としては、旧県庁が栃木市にあったこともありますので、栃木という名前が残ることに意義があるのではないかと考えるところでございます。従いまして、新市の名称は栃木市ということで良いのではないかと、私自身は考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。 それでは他にご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>———質疑応答 無し———</p>
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは提案ではございますが、この新市の名称につきましても、本日皆様のご意見を伺って決定をさせていただいていくということで、差支えないでしょうか。</p> <p>———意義なしの声 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。 それではそのようなこととさせていただきますので、事務局から追加資料をお配りさせていただきます。</p> <p>———追加資料の配布———</p>
鈴木会長	<p>それでは、配布も終わったようでありますので、追加で配布させていただきました資料につきまして事務局より説明願います。</p>
深津 T L	<p>それでは、お配りしました資料につきまして、朗読させていただきます。 合併協定項目3「新市の名称」の調整方針は、『新市の名称は、「栃木市」とする。』 以上です。よろしく願いいたします。  それではお諮りをさせていただきます。</p>

鈴木会長	<p>新市の名称を“栃木市”とすることによろしいかどうか、お諮りをいたします。このことにつきましては、原案どおりご承認いただけます方、拍手にてお願いをいたします。</p> <p>——出席委員全員より拍手 有り——</p> <p>ありがとうございます。</p>
鈴木会長	<p>それでは、新市の名称は“栃木市”とするということで決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では続きまして、協議第5号、合併協定項目の4、「新市の事務所の位置」についての協議に入ります。</p> <p>まず事務局から説明願います。</p>
深津 T L	<p><b>協議第 5 号 合併協定項目 4 新市の事務所の位置について</b></p> <p>会議資料の9ページをご覧ください。「協議第5号 合併協定項目4 新市の事務所の位置について協議を求める。」というものでございます。</p> <p>新市の事務所の位置の調整方針については、こちらも白紙提案とさせていただきます。</p> <p>10ページをご覧ください。新市の事務所の位置につきましては、既存の庁舎であります、栃木市役所、岩舟町役場、これらを活用することが前提になるものと考えられます。</p> <p>現況をご覧ください。両市町の庁舎、施設規模・敷地面積・延床面積・駐車場につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>11ページをご覧ください。本庁舎、本館の建築年でございますが、両市町とも昭和34・35年の竣工でございまして、現在までに複数回の増改築を行っているほか、別館、新刊等の新築が行われている状況でございます。なお、編入合併の場合、通常は編入する市の事務所の位置とされております。</p> <p>次に、新市の事務所を含めた庁舎の設置方式でございまして、大きく分けまして、3つございます。行政機能を1箇所を集約しまして、ごく一部の窓口業務を支所または出張所として置く“本庁方式”、行政機能を部門ごとに各庁舎に分散して置く“分庁方式”、管理部門等を1箇所を集約し、それ以外の部門、直接的な住民サービスに係る部門について、これらをすべての支所に置く“総合支所方式”がございまして、</p>

鈴木会長	<p>現在の栃木市は、“総合支所方式”を採用し、旧町単位に総合支所を設置してございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい。以上が説明でございます。この新市の事務所の位置をどこにするのかというのも、重要な協定項目でございますが、只今の説明のとおり、編入合併の場合は編入する側、今回は栃木市となるわけですが、栃木市の本庁舎の位置をもって本庁舎とするという例が多いところでございます。このことにつきましても、もし、可能であれば今日、皆様からのご意見等を踏まえつつ、決定させていただければありがたいというふうに思っております。</p> <p>このことについても、併せてお考えいただきながら、皆様からご意見等がありましたらお願いをいたします。</p>
渡邊委員	<p>岩舟町の渡邊です。</p> <p>新聞等で栃木市の市役所(庁舎)については、いろいろな報道があることは承知しておりますが、現時点で栃木市の市役所の位置ということで良いのではないかと考えております。あとで、栃木市のほうで、色々な計画が進みましたらそれに併せてということではよろしいかと考えております。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かありましたらお願いをいたします。</p>
小倉委員	<p>岩舟町の小倉と申します。</p> <p>私も基本的には、新市の事務所は栃木市の現在の本庁舎、ないし今後進められるであろう新庁舎ということで支障はないと思います。基本的には岩舟も、旧大平・藤岡・都賀などと合せて当面は総合支所方式ということで希望いたします。その中で、できれば長期的に次の２点をご配慮いただければありがたいと思います。</p> <p>一つは、やはり広くなった栃木市の中で、藤岡もそうですが、やはり現在の栃木市庁舎まで足を延ばすとなりますと、かなりの時間と色々な面で大変な部分がございますので、ぜひ便利な手続きであるとか、電子手続きに関して先ほどもお話があった行政システムの統合化に向けて、できるだけ周辺の地域に関しては窓口に出向かなくても本人確認がきちんとできて、いわゆる電子手続</p>

	<p>きができるような工夫をお願いしたいということと、もう一つは、マイナンバー制度が現在、進められていますけれども、やはりこうしたものを活用しながら、いわゆる医療・福祉はもちろんのこと、今後予想されるであろう大規模な災害等における本人確認ですとか、いろいろな場面で効率的な行政事務が、できるだけ肝心なものについてはあまり手をかけずに、できるようなものを。</p> <p>もう一つは高齢化に伴いまして、岩舟町の小野寺地区は駅からも離れておりますし、今後、高齢化に従って自分で車を運転することが困難になってくるような方も増えることが予想されます。そういった点では他の市町村で始まっているような、オンデマンドバスといいますか、ワゴン車のような小規模なものを必要に応じて公共の足として利用できるようなものが、必要になってくるのかなど。そういったものは経費がかかりますけれど、ぜひ、今後の新市の基本計画の中に入れ込んでいただけるとありがたいかなと思います。以上です。</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。 他にございますでしょうか。</p>
富田委員	<p>岩舟町の富田です。</p> <p>皆様のご意見があったようなことでよろしいかと思えます。栃木市のこれまでの合併は総合支所方式を取り入れております。総合支所方式は合併法による特例措置でございますけれども、自治法上の地方組織といいますか、今後も継続をしていく、私はこれまで、全国の合併をみまして、大きな合併の弊害は、合併すると中心部は良くなる。周辺部はさびれる、こういうものが大きく現れています。しかしながら、栃木市が進めているこの合併方式であるのであれば、地域の人にも便利な形で、新しい栃木市での生活を送れる、そんなふうな感じがするのです。</p> <p>今回、総合支所方式を段階上、確か5年だったと思いますが、この規定の枠どおりなのか、また会長さんはどのような考えでおられるのか、この辺についてお伺いしたいのですが。</p>
鈴木会長	<p>はい。ではご質問ということで、まず事務局より説明願います。</p>
小保方事務局長	<p>はい。只今のご質問でございますが、現在栃木市で制度として</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>取り入れている総合支所方式という形が、5年で終わってしまうのではないだろうかというご懸念かと思いますが、総合支所に関しましては、合併特例法等の縛りを受けない一般的な制度としての総合支所方式をとっております。委員さんがお話されているのは、もう一つ、特別な形で栃木市が続けております、“地域自治区”という制度についてと若干混ざっているのかなという感じがいたします。この地域自治区制度といいますのが、これは5年間ということで栃木市では設定しております、こういった経緯で“地域自治区”を導入したかといいますと、やはり委員さんのご発言にもございましたとおり、中心部ばかり良くなって、地域の声がなかなか行政に届きにくくなるのではないかなというような部分を解消するために、旧町単位での地域自治区という自治区制度を採り入れまして、その中には“地域協議会”あるいは“区長”といった、住民の方々にも参加していただく制度を整えまして、折に触れて行政の声を地域住民の皆様にもお届けするという形をとらせていただいております。その制度が5年間ということで、総合支所とは別に地域自治区というものがあるということをご理解いただければと思います。</p> <p>はい。総合支所方式、分庁方式、本庁方式と、こちらは一つの行政体制がどういうやり方で業務を行うかということですので、期限があるとかいうことではありませんので、その点をご安心いただければということと、市長を務めております私としての考えといたしましては、栃木市は総合支所方式を今後ともとっていくということで考えております。</p> <p>それから、先ほど小倉委員のほうからございました、できるだけ合併後も手軽に自分の住んでいるところの近くで、各種書類が取れたり、手続きなども行えるように配慮願いたいということにつきましても、そのとおりだろうと思いますし、そういうためには総合支所方式はそれらのことに資する制度かなとも思っております。</p> <p>正直に言えば総合支所方式ですと、基本的には今までの町役場と同じ機能を合併後もそこで果たすということになりますので、そうなると多少、配置しなければならない職員の数は増えるかもしれないのです。全員、本庁に引き上げるわけにはいきませんので。従って、合理化という点では少し、いかがなものか…という考えも無いわけではありません。ただ、やはり合理化ということ</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鈴木会長	<p>が多少犠牲にはなるかもしれないけれど、その地域にとって通ってもらえる役所が近くにあるということが、栃木市長としての私は必要なことであると考えておりますので、総合支所方式ということで、今後も栃木市は進んでいく予定でございますので、併せてお話をさせていただきました。</p> <p>他にございますのでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか</p> <p>———質疑応答 無し———</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それではこれで質疑は終了させていただきますが、ここでご提案でございます。</p> <p>このことにつきましても、よろしければ今日ここで皆様にお決めにいただけるとありがたいと思いますが、今日決めさせていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>———委員の中より了承の声 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではこちらに関しましても追加資料の配布をさせていただきます。</p> <p>———追加資料配布———</p>
鈴木会長	<p>配布が終わったようでございますので、説明を事務局のほうからお願いをいたします。</p>
深津 T L	<p>それでは、朗読させていただきます。</p> <p>合併協定項目 4、「新市の事務所の位置」の調整方針は、『1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町 7 番 26 号(現在の栃木市役所)とする。 2 岩舟町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする』</p> <p>以上です。</p>
鈴木会長	<p>はい。このような調整方針とすることでご提案をさせていただきます。改めてお諮りをさせていただきますが、このような調整</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>方針とすることにご異議のない方の拍手をお願いいたします。</p> <p>——出席委員全員より拍手 有り——</p> <p>ありがとうございます。これにつきましても皆様全員の拍手によりましてご承認を頂きました。では、このようにさせていただきます。</p> <p>では続きまして、協議第6号、「合併市町村基本計画の策定方針(案)」についてであります。事務局から説明願います。</p>
<p>天海 T L</p>	<p><b>協議第 6 号 合併市町村基本計画の策定方針(案)について</b></p> <p>総務計画班の天海と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会議資料の14ページをご覧ください。</p> <p>協議第6号は、「合併市町村基本計画の策定方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。」というものでございます。</p> <p>15ページをご覧ください。合併市町村基本計画は、新市が進むべき方向性や、新市の将来のビジョンを示すものであり、新市のマスタープランとしての役割を果たすものであります。言い換ええますと「合併後の基本となる計画」を策定するものであります。この計画につきましては、合併協議会において作成することが義務付けられております。</p> <p>1の計画の趣旨としましては、改正合併特例法に基づき、栃木市と岩舟町の合併後の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民の福祉の向上などを図るよう適切に配慮し策定するものでございます。</p> <p>2の名称につきましては、「新市まちづくり計画」とするものであります。</p> <p>3の計画の構成につきましては、新市のまちづくりのための基本方針、主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものでございます。</p> <p>4の計画の期間につきましては、新市まちづくり計画における主要施策、財政計画などは、長期的な視点に立って新市の基盤を形成するために、合併後10年間とするものであります。</p> <p>次の5 計画策定の基本的な考え方につきましては、(1) から (6) まで掲げております。</p> <p>(1) では、栃木市と岩舟町を一体的に捉え、中長期的な視点に立って策定するものであること。</p>

(2)では、現在の栃木市の最上位計画である「栃木市・西方町新市まちづくり計画」及び岩舟町の最上位計画であります、「岩舟町第5次振興計画」をベースに、策定するものであること。

(3)では、まちづくりの方針は、両市町が取り組んできたまちづくりを活かすことができるよう策定するものであること。

(4)では、公共施設の統合整備については、諸条件を考慮しながら、逐次実施していくものであること。

(5)では、財政計画については、地方債等の依存財源に頼り過ぎることなく、健全な財政運営に留意して策定するものであること。

(6)では、協議状況を広く公開し、適宜、住民アンケートや住民説明会を行い、民意の把握に努めるものであること。

この6項目を基本として、計画を策定するものであります

続きまして、16ページの参考資料をご覧ください。合併市町村基本計画策定に関する参考資料でございます。主に、計画の位置付け、計画に盛り込むべき内容、策定手順、策定体制を説明する内容で構成されております。

1の「合併市町村基本計画とは」についてですが、計画の策定主体が、合併協議会であること。新市において財政支援措置を受けるためには、この計画の策定が前提であること。また、この計画は、新市のマスタープランとしての位置付けであることを記載したものです。

次に、右側の図についてご説明いたします。図のとおり、この新市まちづくり計画と旧市町の総合計画、さらには、新市の基本構想等との関係性を示すものであります。このイメージ図は、新市まちづくり計画の策定にあたっては、旧市町の基本構想や総合計画の内容を尊重し、策定することが必要であるということ、この基本計画の役割は、旧市町のまちづくりの理念を継承しつつ、新市のまちづくりの大綱的なものを示すこととなります。

2の「新市まちづくり計画の内容」につきましましては、改正合併特例法において、計画に盛り込むべき事項が枠の中に4項目例示されているとともに、特に配慮すべき事項として、「新市の一体性の確立と住民福祉の向上」が挙げられています。

次の17ページをご覧ください。

枠の中に、新市まちづくり計画の目次構成として盛り込むべき内容が、総務省より参考例として示されています。このような総務省の例示や既存の作成事例を参考に内容を構成することになり

<p>鈴木会長</p>	<p>ます。</p> <p>次に3の「計画策定の手順および体制」ですが、この計画は、県との協議が義務付けられており、その協議スケジュールに沿った形で策定手順を想定しております。また、4月早々には、住民アンケートを実施したいと考えております。</p> <p>この計画の策定は、合併協議会が行うものとなっているため、計画の素案が出来上がった時点、また、県の事前協議および正式協議の前など、合併協議会の皆様には、節目節目に内容をご確認いただき、ご意見を伺いたいと存じます。</p> <p>また、10月には、新市まちづくり計画の素案の説明や協議経過、協定項目の報告などを行う住民説明会を予定しております。</p> <p>次に策定体制については、合併協議会を中心に、幹事会、事務局と両市町の担当者との関係、策定の過程における住民の方との関わりや、県との関係などを図示したものでございます。</p> <p>以上、合併市町村基本計画の策定方針の案と付属資料の説明を終わります。よろしくお願いたします。</p> <p>はい。以上、合併市町村基本計画の策定方針についての説明でございます。少し、わかりにくかったかもしれませんが、合併をする際は必ず、合併する市・町を合併後、どのような街にしていくのかということについての、基本計画というものを定めなければならないことになっております。</p> <p>そこで、その基本計画をつくっていくうえで、基本方針は只今説明しましたような、方針でつくっていくことでいかかですかということでもあります。冒頭に説明がございました、2ページにこれからの進行スケジュールがあると思います。この進行スケジュールの中で、3段目の「計画」「県」と書いてあると思いますが、この「計画」というものが合併市町村基本計画の今後の策定スケジュールということになります。今後、このような手続きを経て、合併市町村基本計画をつくっていきたい。そして、その素案などができた際に県との下協議、それから、事前協議、本協議と県の厳しい審査を受けまして了承がされましてから、合併市町村基本計画というものが出来上がってくると。そしてそれを最終的にご承認をいただくという段取りになります。そのための今回は策定していく上の基本方針はこのようなものでいいかということについてのお諮りでございます。</p> <p>皆様から何かございましたらお願いをしたいと思いますが、ご</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鈴木会長	<p>意見等いかがでしょうか。</p> <p>———質疑応答 無し———</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは質疑は打ち切らせていただきまして、お諮りをさせていただきます。合併市町村基本計画策定方針(案)につきましては、このような案とすることで、ご承認をいただけます方、どうぞ拍手をお願いいたします。</p> <p>———出席委員全員より拍手 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。それではこれにつきましても、このような基本方針で進めさせていただきます。</p> <p>では、以上で本日予定をしておりました、協議事項は終了いたしました。おかげさまで基本4項目について、スムーズにご決定をいただきまして心から感謝を申し上げます。</p> <p>ここでこちらの次第にはございませんが、一つご提案をさせていただきたい項目がございますので、まず、事務局から説明をお願いします。</p>
小保方事務局長	<p>はい。それでは一つご提案をさせていただきたいと思います。本日、「合併の方式」「新市の名称」「新市の事務所の位置」が決まりましたことから、次第の4には3月29日に開催させていただくということで、ご案内をさせていただいておりますが、こちらの3月開催を見送らせていただきたいということがございます。</p> <p>その理由でございますが、合併協定項目の事務事業の調整に入っていくわけですけれども、合併協議会で調整方針をご協議いただくためには、事前に分科会、専門部会、正副会長・幹事会合同会議と、三段階の会議で入念な協議を行う必要がございます。そのため、これから1ヶ月で資料をまとめる時間、あるいはスケジュールを調整して会議を開催する時間というものの調整が非常に難しいという状況でございます。また、これから3月議会あるいは年度末・年度初めという事務の繁忙期とも重なってまいります。そのため、3月には皆様方にご協議いただく調整方針を、十分にそろえることが難しいこととなってまいりますことから、3</p>

鈴木会長	<p>月開催は見送らせていただきまして、次回は5月に開催させていただければというものでございます。尚、3月開催を見送らせていただく場合、24年度の合併協議会予算の専決処分についてを、本日、追加でご審議いただきたいというふうに考えておりますので、併せてご判断いただければと存じます。よろしく願いいたします。</p> <p>はい。それでは追加の提案でございますが、お聞き及びのとおり、おかげさまで基本4項目が、期日を除いて全て決定をしていただいたということもあり、とりわけ、今後、合併の方式を中心とし、それから、編入合併を前提にした各協議項目をそろえていかないといけないこととなります。その準備がちょっと間に合わないということで、申し訳ないけれど3月の開催については、見送らせていただきたい。そして次回を5月開催とするとなると、その間に当合併協議会の予算なども措置しておきませんと、運営がしにくくなるといえますか、できなくなりますので、合併協議会の予算については、専決処分と言いまして、会長のほうの権限で先に成立をさせていただきたい。そして、その後に皆様のご承認をいただくという手続きを取りたいというものでございます。</p> <p>よろしければ、このような専決処分についての資料を配布をしまして、お諮りしていきたいと考えておりますが、そのような方法をとらせていただくということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>———意義なしの声 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと5月開催まで間が空きますが、この間、十分に項目をそろえてまいりますので、少しお時間をいただければと思います。</p>
小保方事務局長	<p>それでは大変恐れ入ります。只今、配布いたしました資料について、変更点などをご説明させていただきます。</p> <p>まず次第でございますが、審議事項に、議案第9号、平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について、追加をさせていただきました。予算案の詳細は、この後、議事の中で改めてご説明させていただきます。</p>

鈴木会長	<p>また、次第の４の部分でございますが、３月開催を見送らせていただきまして、次回は５月開催とさせていただき予定となります。このことに伴いまして、差替え分資料の４ページに新たな会議日程の掲載をさせていただいております。</p> <p>事前にお配りいたしました冊子のほうの資料、１８ページに日程がございまして、こちらには３月ということで入っておりますが、改めてお配りいたしました、こちらの４ページの会議日程の資料を今後ご覧いただきますよう、よろしくお願いたします。それでは引き続き、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>はい。それでは議案の第９号、そして平成２４年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について追加し、このことについてご審議をいただくということで、進めてまいりたいと思っておりますが、まずこのことについてはご異議ございませんでしょうか。</p> <p>———意義なしの声 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。それでは事務局から、議案第９号の中身についての説明をお願いいたします。</p>
山野井ＴＬ	<p>はい。それでは只今、お配りいたしました資料の次第を１枚めくっていただきまして、１ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>「平成２４年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>なお、ただいま平成２４年度予算につきましては、専決処分を行う理由が説明なされたとおり、両市町の関係予算が議会において議決されたのち、合併協議会財務規程によりまして、次のページにあります「歳入歳出予算（案）」の内容により専決処分を行う予定でございます。</p> <p>それでは、２ページ・３ページをご覧ください。</p> <p>「平成２４年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出予算（案）」でございます。</p> <p>平成２４年度歳入歳出予算につきましては、総額を２，５４１万円といたしました。</p> <p>はじめに、歳入でございます。１款１項１目１節、「市町負</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>担金」といたしまして、2,040万9千円を計上いたしました。栃木市・岩舟町の負担割合につきましては、平成23年度と同様に均等割50%をもって分担することとなりますので、栃木市・岩舟町ともに負担金は1,020万4,500円でございます。</p> <p>次に、2款1項1目1節、「諸収入」といたしまして、預金利子等、千円を計上いたしました。</p> <p>また、3款1項1目1節、「県補助金」といたしまして、5百万円を計上し、歳入合計を2,541万円といたしました。次に、歳出でございます。</p> <p>1款「運営費」、1項1目「会議費」といたしまして、168万9千円を計上しております。内訳につきましては、協議会出席委員の報酬135万円、オブザーバー謝礼12万円、消耗品などの需用費6万9千円、合併協定調印式に使用する会場の借上げ料として15万円などの費用でございます。</p> <p>次に、1款「運営費」、2項1目「事務費」といたしまして、470万7千円を計上いたしました。内訳につきましては、臨時職員に係る費用として共済費及び賃金を合わせまして、211万7千円、事務用品やコピー用紙などの消耗品代といたしまして需用費41万6千円、主に“住民アンケート調査”の郵送料などとして「役務費」92万1千円、複写機借上料といたしまして「使用料及び賃借料」120万3千円、備品購入費5万円でございます。</p> <p>次に2款「事業費」、1項1目「事業推進費」といたしまして、合併市町村基本計画策定等支援業務委託や、ネットワークシステム統合に関わる、実施設計業務委託などに要する委託料として、1,891万4千円を計上いたしました。</p> <p>なお、基本計画策定支援等業務委託の主な委託内容につきましては、計画策定のための支援はもとより、“住民アンケート調査”、“基本計画書の印刷”、平成24年度に概ね8回の発行を予定しております“協議会だより”の印刷などが含まれております。</p> <p>最後に、3款1項1目、「予備費」といたしまして10万円を計上し、歳出合計を2,541万円といたしました。</p> <p>以上で議案第9号の説明とさせていただきます。</p> <p>はい。以上のとおり、来年度予算につきましては、ここに記載のような内容で、尚、その執行方法として、専決処分という方法で対応をしてみたいということでございます。このことにつ</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鈴木会長	<p>いてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。</p> <p>———質疑応答なしの声 有り———</p> <p>ありがとうございます。なしの声を頂きましたので、質疑を打ち切らせていただきます。それではお諮りをいたしますが、原案にお示しのとおり、このような方法にて対応をさせていただくことに賛成の皆様、拍手をお願いいたします。</p> <p>———出席委員全員より拍手 有り———</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員一致の拍手をいただき、ご承認をいただきました。ではこのようにさせていただきます。</p> <p>では、当初の次第に戻りまして、次第の4、第5回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について、先ほど提案はございましたが、もう一度、念のために説明をお願いいたします。</p>
小保方事務局長	<p><b>4. 第5回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について</b></p> <p>それでは、次回合併協議会の開催日時についての、お知らせでございます。次回は5月23日の水曜日、午後2時30分から。会場は栃木市の保健福祉センターとなります。よろしくをお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>はい。以上が次回の日時でございます。</p> <p>よろしくお取り計らいをお願いいたします。では次にその他に入ります。まず、今後の会議日程について、それから事務局職員の異動について、を一括して事務局から説明願います。</p>
小保方事務局長	<p>はい。それでは会議日程のご報告をさせていただきますので、後から配布させていただきました資料の4ページをご覧くださいと思います。</p> <p>今後1年間の会議日程でございますが、ご覧の通りの日程で進めてまいりたいと考えております。皆様、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご予定いただきましてご理解・ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>尚、来年2月14日の合併協議会につきましては、協議が順調に</p>

鈴木会長	<p>進んだ場合、合併協議会の開催に併せまして、合併協定調印式を執り行う予定でございます。調印式の内容等につきましては、後日改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、事務局職員の異動がありましたのでお知らせをいたします。1月から新たに総務計画班の班員として栃木市から1名が加わりまして、総勢9名での構成となりました。</p> <p>ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。以上2点についての説明でございます。 こちらはよろしいでしょうか。</p> <p>———委員全員了承———</p>
鈴木会長	<p>はい。それではこのようにさせていただきます。 最後に(3)、その他でございますが、まず、事務局から何かありますか。</p>
小保方事務局長	<p>はい。それでは事務局から2点ほどお知らせをしたいと思えます。まず、協議会だよりの発行についてでございます。協議会だよりの創刊号を3月の栃木市、岩舟町、それぞれの広報に折り込みまして、全世帯配布を予定しております。内容は正副会長のあいさつ、これまでの会議結果などを中心に掲載をする予定でありますので、ご承知おきをいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それともう1点、地方交付税の算定替の特例の説明の中で、合併から5年間というようなことで、私のほうで説明いたしましたが、正確には合併年度及びそれに続く5年間ということになりますので、ほぼ6年間という形になりますので、その辺り、合併の期日などをご提案する際に改めて資料などを提示しながらご説明を差し上げたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>はい。すみません。合併及びそれから5年間ということで、合計6年ということでございます。私も間違っておりました。</p> <p>では皆さんのほうから何かございましたらお願いをいたします。</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>———特になしの声 有り———</p> <p>はい。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは本当に身のある議論をしていただきまして、お疲れかと思いますが、このあたりで協議に関しましては終了させていただきます。</p> <p>マイクを事務局のほうへ戻させていただきます。</p>
<p>小保方事務局長</p>	<p>はい。只今の時間、15時45分でございます。</p> <p>この時間もちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。</p> <p>大変長い時間、ありがとうございました。</p>